

京都大学における外国の大学との共同学位プログラムの実施に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第7条 ダブル・ディグリープログラムにおける学位論文の審査に合格した学生に、本学が京都大学学位規程(昭和33年達示第1号)に基づき学位を授与した場合、当該学位授与に係る学位論文の審査を行った研究科等は、審査の概要等を委員会に報告する。 (学位記への付記)</p> <p>第8条 第6条により授与した学位の学位記には、専攻分野の名称に加え、当該学位が当該連携する外国の大学との共同学位プログラムによるものであることを記すことができる。なお、博士後期課程におけるダブル・ディグリー(単一論文型)であって、第11条第2項各号に該当するものにあつては、専攻分野の名称に加え、当該学位が当該連携する外国の大学との共同学位プログラムによるものであることを記すものとする。</p> <p>2 前項により当該学位が当該連携する外国の大学との共同学位プログラムによるものであることを記すに当たっては、前条に定める報告ののち、教育担当の理事が当該共同学位プログラムを実施する研究科等の教授会若しくはこれに代わる会議又は第10条第1項に定める協議会等を通じて当該連携する外国の大学における学位授与の事実を確認するものとする。</p> <p>3 第1項の付記は、次の例による。 ○○国○○大学との共同学位プログラムによる学位 (後 略)</p>	<p>第7条 (同 左)</p> <p>(学位記への付記)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 前項により当該学位が当該連携する外国の大学との共同学位プログラムによるものであることを記すに当たっては、前条に定める報告ののち、教育担当の理事が当該共同学位プログラムを実施する研究科等の教授会若しくはこれに代わる会議又は第10条第1項に定める協議会等を通じて当該連携する外国の大学における学位授与の事実を確認するものとする。 <u>ただし、前条の本学による学位の授与までに、当該連携する外国の大学が当該共同学位プログラムによる学位を授与した場合は、当該本学による学位の授与前に、当該教育担当の理事の確認を行うものとする。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和3年7月27日から施行する。</p>